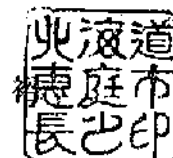


恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第9号

恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年規則第23号）

の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条の7（略）	第1条～第3条の7（略）
第3条の8（略）	第3条の8（略）
2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、 <u>次の各号</u> に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、 <u>同項</u> の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。	2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、 <u>前項各号</u> に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、 <u>前条第1項</u> の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
(1) <u>前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合</u>	
(2) <u>当該請求に係る子が3歳に達した場合</u>	
3～5（略）	3～5（略）
第4条～第8条（略）	第4条～第8条（略）

現行	改正案
(年次有給休暇の日数) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。 (1) (略) (2) 当該年において<u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u> (条例第12条第1項第3号に規定する<u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u>をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの <u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u> となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数) 6 (略) 7 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に<u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u> になり引き続き再び職員となったものとする。 8 (略)	(年次有給休暇の日数) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。 (1) (略) (2) 当該年において<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>(条例第12条第1項第3号に規定する<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数) 6 (略) 7 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等</u>になり引き続き再び職員となったものとする。 8 (略)
第10条～第12条 (略) (特別休暇) 第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(10) (略) (11) 中学校就学前までの子(配偶者の子を	第10条～第12条 (略) (特別休暇) 第13条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(10) (略) (11) 中学校就学前までの子(配偶者の子を

現行	改正案
含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせることを行う _____ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年において1日又は1時間を単位として5日(その養育する中学校就学前までの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間 (12)～(22) (略)	含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせる<u>若しくは</u><u>学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長の定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年において1日又は1時間を単位として5日(その養育する中学校就学前までの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間 (12)～(22) (略)
(介護休暇) 第 14 条 <u>条例第 15 条第 1 項の配偶者等</u> _____は、次に掲げる者(第 2 号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)とする。 (1)・(2) (略) 2～8 (略)	(介護休暇) 第 14 条 <u>条例第 3 条第 4 項第 1 号のその他規則で定める者は、次に掲げる者(第 2 号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)</u>とする。 (1)・(2) (略) 2～8 (略)
第 14 条の 2・第 14 条の 3 (略) (組合休暇) 第 14 条の 4 (略) 2 (略) 3 組合休暇の間は、<u>恵庭市職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 8 号)第 11 条の規定の例により、給与を減額する。</u> 4 (略) 第 15 条 (略)	第 14 条の 2・第 14 条の 3 (略) (組合休暇) 第 14 条の 4 (略) 2 (略) 3 組合休暇の間は、<u>給与条例</u> _____第 11 条の規定の例により、給与を減額する。 4 (略) 第 15 条 (略)

現行	改正案
第 16 条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第 18 条第 1 項において同じ。）の請求について、条例第 13 条に定める場合又は第 13 条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。 第 17 条～第 21 条 （略） （第 2 章及び第 4 章の規定についての別段の定め） 第 22 条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、<u>第 5 条第 1 項</u>及び第 8 条第 1 項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、市長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休憩時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。 第 23 条 （略）	第 16 条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第 18 条_____において同じ。）の請求について、条例第 13 条に定める場合又は第 13 条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。 第 17 条～第 21 条 （略） （第 2 章及び第 4 章の規定についての別段の定め） 第 22 条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、<u>並びに_____</u>第 8 条第 1 項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、市長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休憩時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。 第 23 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 2 条 恵庭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 13 条 （略） （特別休暇） 第 14 条 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して	第 1 条～第 13 条 （略） （特別休暇） 第 14 条 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して

現行	改正案
る 3 日の範囲内の期間 (17) 会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、<u>6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続して勤務しているものに限る。</u>)の妻が出産する場合で、その出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日以降 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 2 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 要介護者(条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護又は	る 3 日の範囲内の期間 (17) 会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの に<u>限る。</u>)の妻が出産する場合で、その出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日以降 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 (18) <u>会計年度任用職員(6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続して勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者であって、1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。))に限る。)</u>が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(次項第 3 号及び第 4 号に掲げる場合を除く。)<u>1 の年度において別表第 4 に掲げる 1 週間の勤務日の日数又は 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める日数</u> 2 任命権者は、次の各号に掲げる事由がある場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 要介護者(条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護又は

現行	改正案
通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、<u>6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続して勤務しているものに限る。)</u>が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間 (3)・(4) (略) (5) <u>会計年度任用職員(6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続して勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者であって、1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。))に限る。)</u>が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前 2 号に掲げる場合を除く。) 1 の年度において別表第 4 に掲げる 1 週間の勤務日の日数又は 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める日数 (6) (略) 3～5 (略) 第 15 条～第 19 条 (略)	通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの に限る。) に限る。) が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間 (3)・(4) (略) (5) (略) 3～5 (略) 第 15 条～第 19 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第5号）第2条の規定による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年規則第23号）第8条の3の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条及び改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第3条の7の規定の例により、当該請求を行うことができる。